

使用料規程

第1節 総則

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人出版者著作権管理機構（以下「JCOPY」という）が管理する著作物の種類、利用方法、および使用料を定めることを目的とする。

第2条 (取扱範囲)

JCOPY が取り扱う著作物の種類および利用方法は次のとおりとする。

(1) 著作物の種類

言語の著作物
美術の著作物
図形の著作物
写真の著作物
編集著作物

(2) 利用方法

複写利用等

第3条 (定義)

この使用料規程における、次の各号に掲げる用語の定義は以下の通りとする。

(1) JCOPY が管理する著作物

JCOPY が委託者から複写利用等にかかる管理の委託を受けた著作物をいう。なお、JCOPY は当該著作物のデータを JCOPY のウェブサイトに掲載するものとする。

(2) 複写

次のいずれかに該当するものをいう。いずれの場合も著作物を電子的、電磁的あるいは光学的に記録すること（コンピュータシステムへの複製、コンピュータネットワークへのアップロードを含み、かつこれらに限定されない）は含まない。

- ①複写機器及び写真機器（マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、リーダープリンター等を含む）による紙媒体への複製（当該複製によって生じた複製物からの複製を含む）。
- ②電子的、電磁的あるいは光学的記録媒体（CD-ROM、FD、MO、DVD 及び HD 等ならびに将来開発される全ての媒体を含み、かつ、それらに限定され

ない) に記録された著作物の紙媒体への複製

(3) 譲渡

前号により作成された複製物を公衆へ譲渡すること(量の大小、対価の有無を問わない)をいう。

(4) ファクシミリ送信

著作物の版面またはその複製物の版面イメージを送信することができるファクシミリ(ファクシミリの機能を有する機器を含む)による公衆送信、および送信先の受信装置での紙媒体への複製をいう。著作物の文字をコード化し、あるいは版面の一部または全部をテキストファイルあるいはその他の汎用的なファイルとして送信すること、ならびに著作物を電子的、電磁的あるいは光学的に記録すること(ファクシミリ機器あるいはコンピュータシステムへの複製、コンピュータネットワークへのアップロードを含み、かつこれらに限定されない)は含まない。

(5) 複写利用等

複写、譲渡またはファクシミリ送信をいう。

(6) 利用者

複写機器を自ら操作して複写利用等を行う者をいう。

(7) 複写使用者

利用者の属する業種のうち、特定の業種において複写が専ら一定範囲の従業員によって行われる場合の当該従業員をいう。

(8) 1 ページ

紙媒体の出版物においてはその複写利用等の対象となる出版物の版面としての1ページを表すもの(紙媒体へプリントアウトされた物1ページではない)とし、電子的、電磁的あるいは光学的記録媒体の出版物においては紙媒体へプリントアウトされた物1枚を1ページとする。

いずれの場合も出版物の版型または紙媒体へプリントアウトされたもののサイズは無関係とする。

(9) 1 論文

雑誌、定期刊行物等に掲載された著作物(論文)においては、著作物単位をもって1論文とする。

第4条 (許諾の範囲)

この規程によって JCOPY が許諾する複写利用等は JCOPY が管理する著作物のみとし、利用できる著作物の範囲と部数は JCOPY のウェブサイトに掲載された著作物ごとの制限ページ数、制限部数とする。但し、JCOPY のウェブサイトの包括許諾の欄に「不可」と記された著作物は、第5条(1)の年間包括許諾方式

は適用されない。

第2節 譲渡またはファクシミリ送信を目的としない複写

第5条（譲渡またはファクシミリ送信を目的としない複写にかかる許諾契約の方式）

譲渡またはファクシミリ送信を目的としない複写にかかる許諾契約は、利用者の選択により次のいずれかの方式によるものとする。

（1）年間包括許諾方式

①許諾の方式

利用者は事前に一年単位の許諾契約を締結し、利用者の属する業種ごとの従業員一人あたりの年間使用料単価（複写が専ら複写使用者によって行われ、当該業種における利用者から複写使用者を対象として年間の使用料を算定したい旨の申し出があった場合には複写使用者一人あたりの年間使用料単価、以下同じ）に従業員数（複写が専ら複写使用者によって行われ、当該業種における利用者から複写使用者を対象として年間の使用料を算定したい旨の申し出があった場合には複写使用者数、以下同じ）を乗じた年間使用料を事前に支払う。業種ごとの従業員一人あたりの年間使用料単価は以下の方法で計算する。

(ア) 利用者ごとに本項②に記載の複写実態調査を行い、その結果から得られた出版物ごとの複写ページ数を利用者が属する業種別に集計し、その出版物ごとの複写ページ数に本方式に適用される1ページあたりの使用料の額を乗じてその積を合計する。

(イ) 前号の積を当該複写実態調査の対象となった利用者の従業員数合計で除し、その金額を従業員一人あたりの当該複写実態調査期間における使用料とする。更に、その使用料の額を当該複写実態調査の期間に応じて一年間の金額に換算し、従業員一人あたりの年間使用料単価とする。年間使用料は利用者による実際の複写利用量にかかわらず一定とする。上記にいう年間使用料は国内出版物、国外出版物それぞれ個別に計算するものとし、利用実態により国内出版物のみ、国外出版物のみ、あるいはその両方の合計額とする。

年間使用料単価を業種ごとに設定することが困難である場合、あるいは不適当である場合は、本項の規定に準じて利用者ごとにその年間使用料単価を利用者と協議のうえ設定することもできる。

②複写実態調査

利用者には、使用料の委託者への分配と業種ごとの従業員一人あたりの年間使用料単価設定あるいは変更を目的とした複写利用実態調査が義務付けられる。

個々の利用者に対する複写利用実態調査は最大限 2 年に一度とし、利用者の属する業種における平均的な調査頻度を上回らないものとする。

(2) 年間報告許諾方式

①許諾の方式

利用者は事前に年間の許諾契約を締結し、1 ヶ月または 3 ヶ月ごとに複写利用を行ったすべての出版物の名称、範囲および部数についての報告書を JCOPY に提出し、本方式に適用される 1 ページあたりの使用料の額または 1 論文あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。

②利用報告

利用者は前項に記載の報告書を各利用期間終了後 14 日以内に JCOPY に提出しなければならない。

(3) 個別許諾方式

利用者は複写の都度、複写する出版物の名称、範囲および部数を申請して許諾を得、本方式に適用される 1 ページあたり、または 1 論文あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。

第 6 条 (使用料の額)

前条の許諾契約にかかる使用料の額は次の通りとする。

(1) 年間包括許諾方式

本方式に適用される 1 ページあたりの使用料の額は別紙 1 に記載の通りである。なお、第 5 条 (1) ①により計算された年間使用料が 10,000 円に満たない場合、その年間使用料は 10,000 円とする。

(2) 年間報告許諾方式

本方式に適用される 1 ページあたりまたは 1 論文あたりの使用料の額は委託者が定めるものとし、その使用料の額は JCOPY のウェブサイトに掲載する。

(3) 個別許諾方式

前項と同様とする。

第 3 節 譲渡またはファクシミリ送信を目的とする複写等

第 7 条 (譲渡またはファクシミリ送信を目的とする複写にかかる許諾契約の

方式)

譲渡またはファクシミリ送信を目的とする複製にかかる許諾契約は、利用者の選択により次のいずれかの方式によるものとする。

ただし、薬事法第77条の3の規定に基づいて著作物の複製物を譲渡またはファクシミリ送信する場合で年間の許諾契約を締結する場合については、第4節に規定する方式を適用することができる。

(1) 年間報告許諾方式

①許諾の方式

第5条(2)①に準ずる。

②利用報告

第5条(2)②に準ずる。

③許諾シールの貼付

利用者は本方式によって譲渡またはファクシミリ送信する当該複製物にJCOPY所定の許諾済シールを貼付しなければならない。

(2) 個別許諾方式

①許諾の方式

第5条(3)に準ずる。但し「複製する」とあるのは「複製利用等を行う」と読み替えるものとする。

②利用報告

第5条(3)に準ずる。

③許諾シールの貼付

第7条(1)③に準ずる。

第8条 (使用料の額)

前条の許諾契約にかかる使用料の額は次の通りとする。

(1) 年間報告許諾方式

第6条(2)に準ずる。当該使用料は複製、譲渡、ファクシミリ送信の対価全てを含むものし、その一部のみの利用であっても同額とする。

(2) 個別許諾方式

前項と同様とする。

第4節 医薬関係者情報等の複製利用等

第9条 (医薬関係者情報等の複製利用等)

薬事法第77条の3の規定に基づいて著作物を複製し譲渡、またはファクシ

ミリ送信する場合には、その特殊性に鑑み、利用者の選択により第3節の規定に代えて本節の規定に基づき契約することができる。

第10条（定義）

本節における、次の各号に掲げる用語の定義は以下の通りとする。

(1) 製薬会社等

医薬品若しくは医療機器の製造販売業者などの薬事法の適用を受ける事業者をいう。

(2) 医薬関係者

薬事法第77条の3に規定される医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者をいう。

(3) MR (Medical Representative)

製薬会社等が医薬関係者に対して医薬品に関する情報提供と収集を行う医薬情報担当者をいう。

(4) 医薬関係者情報

薬事法第77条の3に規定される医薬関係者への情報をいい、その利用目的によって以下のA、B、Cの3段階に分類される。いずれも利用者のプロモーションツール（宣伝販売促進用資料）としての利用は含まない。

A：医薬品の使用中または使用後における(1)副作用関連、(2)用法・用量に対する疑問、(3)効果、(4)医療過誤等、に関する情報

B：医薬品の使用前における(1)副作用関連 (2)用法・用量の確認、(3)効果予測、(4)相互作用等、に関する情報

C：医薬品の使用前・中・後における(1)添付文書データの根拠、(2)パンフレット記載データの根拠、(3)その他製品関連、に関する情報

(5) 特定医薬関係者情報

医薬関係者情報のうち、(a)医薬関係者が患者の治療に実際に関与し、(b)その医薬関係者がその患者に医薬品を投与しているか、または投与する予定があり、(c)その医薬関係者がその医薬品の薬効と安全性の情報を当該医薬品の製造販売業者に対して求め、(d)その医薬品製造販売業者が当該医薬品またはその成分について直接の記述が掲載されている著作物の情報をその医薬関係者に提供する、の全てに該当する場合における医薬関係者情報のAまたはB段階に該当する情報をいう。

第11条（年間医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式）

医薬関係者情報を医薬関係者へ譲渡またはファクシミリ送信すること（いずれも第4条の規定にかかわらず非反復小部数の複写利用等に限定される）を目

的とする複写利用等にかかる許諾契約の方式は、年間医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式によるものとする。

(1) 許諾の方式

利用者は事前に年間の許諾契約を締結し、年間使用料を算定、事前に支払う。

年間使用料は、本方式に適用される1ページあたりの使用料単価に本条(2)に規定される複写実態調査の結果算定される利用者のMR一人あたりの年間複写利用ページ数と利用者のMR数を乗じ、更に利用者のMR一人あたりの年間複写利用ページ数に対する本方式に該当する複写ページの割合を乗じることにより算定する。

年間使用料は利用者による実際の複写利用量にかかわらず一定とする。

(2) 複写実態調査

利用者には使用料の委託者への分配ならびにページあたりの使用料単価とMR一人あたりの年間複写利用ページ数算定を目的とした複写利用実態調査が義務付けられる。

複写利用実態調査は最大限2年に一度とする。

(3) 許諾シールの貼付

利用者は本方式によって譲渡またはファクシミリ送信する当該複写物にJCOPY所定の許諾済シールを貼付しなければならない。

(4) 使用料の額

本方式に適用される1ページあたりの使用料単価は別紙2に記載の通りである。当該使用料は複写、譲渡、ファクシミリ送信の対価全てを含むものとし、その一部のみ利用であっても同額とする。

(5) 本条の備考

①JCOPYと第7条に基づく許諾契約を締結している製薬会社等以外の第三者が製薬会社等の求めに応じて医薬関係者情報を複製し、当該製薬会社等が医薬関係者へ再譲渡または再ファクシミリ送信するために当該製薬会社等に譲渡またはファクシミリ送信するものについて、当該製薬会社等がその使用料を支払うことを申し出、JCOPYがこれを認めるときは、当該製薬会社等は本条に定める方式により、その使用料を支払うことができる。この場合、当該第三者の当該複製にかかる使用料支払義務は免除される。

②本条は国外出版物には適用しない。但し、特定医薬関係者情報を第12条に規定する年間特定医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式に基づいて許諾契約締結する場合はこの限りではない。

第12条（年間特定医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式）

特定医薬関係者情報を医薬関係者へ譲渡またはファクシミリ送信することを目的とする複写にかかる許諾契約は、年間特定医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式によることができる。

（1）許諾の方式

第11条（1）に準ずる。但し、年間使用料は国内出版物、国外出版物それぞれ個別に計算するものとし、利用者の利用実態により国内出版物のみ、国外出版物のみ、あるいはその両方の合計額とする。

（2）複写実態調査

第11条（2）に準ずる。

（3）許諾シールの貼付

第11条（3）に準ずる。

（4）使用料の額

第11条（4）に準ずる。

第5節 その他

第13条（その他）

この使用料規程に定める利用方法以外の利用方法により著作物を利用する場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して利用者と協議し、使用料の額を定めるものとする。

附則

第1条 本使用料規程は、2009年7月1日より実施する。

第2条 第4節の規定は2010年3月31日までに見直しを行う。

第3条 前条の規定にかかわらず、第4節の規定は2012年3月31日までに見直しを行う。本改正は2010年4月15日より適用する。

別紙 1

別紙 1 - 1 国内出版物	
出版物の領域	1 ページあたりの使用料単価
自然科学	¥35
人文・社会科学	¥30
専門新聞	¥20
一般書籍	¥15
一般雑誌	¥10

別紙 1 - 2 国外出版物	
出版物の領域	1 ページあたりの使用料単価
全領域	¥50

別紙 2

別紙 2 - 1 国内出版物	
医薬関係者情報等の複写利用等の許諾方式	1 ページあたりの使用料単価
年間医薬関係者情報提供目的 複写利用等暫定許諾方式	¥70
年間特定医薬関係者情報提供目的 複写利用等暫定許諾方式	¥50

別紙 2 - 2 国外出版物	
医薬関係者情報等の複写利用等の許諾方式	1 ページあたりの使用料単価
年間特定医薬関係者情報提供目的 複写利用等暫定許諾方式	¥80

(100315)